

I-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	学校課・子育て課・保育課
-------------	------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画（令和3年度～7年度）での位置づけ

- 目標 1 人権が尊重される社会づくり
- 施策の方向性 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
 ◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会（研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等）を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

年度ごとの目標と5年後（第4次終了時）の目標を設定してもらう

2.各事業の達成状況（担当課評価）

No.	事業	担当課	内容	<達成状況の評価>					達成状況				
				年度ごとの目標					計画終了時の目標				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	学校課・子育て課・保育課	子どもの保育や教育などに携わる保育士・教職員などに職員研修等による男女平等意識の普及・啓発を図る。										
2	学校現場における男女平等教育の推進	学校課	学校生活において、男女の固定的な役割分担による偏りをなくす取り組みをする。										
3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	中央公民館・平和と人権課	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。										
4	男女平等に関する情報提供の充実化	平和と人権課	情報紙（男女平等推進センターだより）を発行する。男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。										

5年後（第4次終了時）の目標を設定。左側は必須入力欄。数値目標がある場合は右側に入力。

3.達成状況 評価の理由（担当課評価）

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
1			
2			
3			
4			

本部評価委員の数値での評価。（第3次と枠に変更なし）

年度終了ごとに担当課で評価。（第3次と枠に変更なし）

4.施策の評価（本部評価）

本部評価委員 コメント（重点施策のみ）

（重点施策のみ）年度毎の本部評価委員の評価欄。（第3次と枠に変更なし）

5.施策の評価（市民評価）

市民評価委員 コメント（重点施策のみ）

（重点施策のみ）年度毎の市民評価委員の評価欄。（第3次と枠に変更なし）